

周南市の歴史的建造物及び煉瓦塀に関する研究 ～旧徳山中心地区の現状について～

中川 明子^{*1} 相本 聡美^{*2} 金谷 優希奈^{*3}

A Study on Historical Buildings and Brick Walls ～on the Current Situation of Old Tokuyama Central Area～

Akiko NAKAGAWA ^{*1}, Satomi AIMOTO ^{*2} and Yukina KANAYA ^{*3}

Abstract

There are many historical buildings and many brick walls in Shunan city. Almost of them seem to have been built for more than 50 years or since before the Second World War. But, their current situations have not been demonstrated yet. Under the Law for the Protection of Cultural Properties, buildings that have built for over 50 years and require certain requirements set by the law are possible to be registered as Registered Tangible Cultural Properties (Buildings). In this paper, at first, the actual location of the buildings and brick walls suit the conditions as mentioned in the old Tokuyama central area are investigated. Next, as comparing its results and aerial photos taken during the Second World War by reconnaissance aircraft of US force, the situation of survival buildings and brick walls built before the end of the Second World War. Finally, by checking concerning laws, it seems very possible that almost wall bricks in the old Tokuyama central area built before the end of the Second World War.

Key Words : Historical Buildings, Brick Walls, Tokuyama, Aerial Photo, Registered Tangible Cultural Properties

1. はじめに

周南市内には、建設後 50 年を経ていると思われる歴史的建造物や、戦前から存在すると思われる煉瓦塀が残存するが、これまでは、多くが戦災により焼失していると考えられ、それらの実態は明らかにされてこなかった。しかし、周南市内も地区によっては、明らかに「歴史的建造物」と呼べそうな建物が散見される。また、先行調査等によって、100 件を越す文化財候補と見られる建造物が存在することも明らかに出来る¹⁾。

現在の文化財保護法下では、建設後 50 年を経、かつ、法で定める要項を満たす建造物は登録有形文化財（建造

物）として登録される可能性があるため、この稿では、周南市旧徳山地区中心部を調査対象地とし、上記条件に該当すると思われる建造物のリストの作成のため、そこに残存する歴史的建造物及び煉瓦塀の現在の分布状況を調べ、次いで、それらと、戦時中、米軍偵察機によって撮影された航空写真とを比較することにより、戦前に建設された建造物及び煉瓦塀の残存状況をより明らかにすることが目的である。

^{*1} 土木建築工学科

^{*2} TOTO エンジニアリング株式会社

^{*3} 京都造形芸術大学芸術学部環境デザイン学科インテリアコース

2. 登録有形文化財（建造物）について

文化庁HP²⁾を参照すると、登録有形文化財制度については、以下のように説明されている。

平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入されました。この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものです。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。

つまり、この制度は、従来の制度では失われていくことをやむなく看過するしかなかった多種多様な歴史的建造物についても、活用しながら後世に残していこうとする制度なのである。

また、登録有形文化財登録基準（平成17年3月28日文部科学省告示第44号）は以下のようにになっている。

登録有形文化財登録基準 建造物の部

建造物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの³⁾

この制度が施行されて13年が経過しようとしているが、これまでに登録された登録有形文化財（建造物）の数は、平成21年8月25日現在では7,618件に上る。

登録件数上位5位までと下位5位の10都道府県を表1に示す。47都道府県中最も多いのは大阪府で、519件が登録されている。山口県については、66件が登録されているが、登録件数は47都道府県中43位である（表1）。

次に、山口県下の各市町村の登録有形文化財保有状況は、山口県教育委員会のHP³⁾によれば、平成21年4月8日現在、最も多い下関市が25件、次いで、岩国市が10件、萩市が8件、山口市と周南市が7件ずつ、宇部市、光市が3件ずつ、山陽小野田市、防府市、柳井市が1件ずつとなっている（表2：山口県教育委員会のHPを参照して中川が作成）。

表1 登録件数上位5位までと下位5位の都道府県⁴⁾

順位	都道府県	登録件数
1	大阪府	519
2	兵庫県	408
3	長野県	352
4	京都府	338
5	愛知県	320
43	山口県	66
44	沖縄県	65
45	福岡県	59
46	山梨県	57
47	宮城県	50

表2 山口県下市町村の登録件数

市町村名	登録件数	基準1	基準2	基準3
下関市	25	18	5	2
岩国市	10	5	4	1
萩市	8	5	1	2
山口市	7	5	2	-
周南市	7	5	2	-
宇部市	3	3	-	-
光市	3	1	1	1
山陽小野田市	1	-	-	1
防府市	1	-	1	-
柳井市	1	-	1	-
合計	66	42	17	7

登録基準として適用されている号で最も多いものは、「1」の「国土の歴史的景観に寄与しているもの」で、全体の約1/3にあたる42件にこの号が適用されている。

また、下関市は25件中9件が明治39年及び昭和4年に築造された水道関連施設であることが特徴的である。いわゆる、近代化遺産とも呼ばれる種類のものであるが、このような設備的建造物であっても登録することが可能であることが登録有形文化財制度の大きな特徴であると言える。他には、萩市では大正14年の萩駅舎、岩国市では、昭和4年のJR西岩国駅が登録されている。また、防府市では、昭和33年の防府天満宮本殿、幣殿、拝殿が平成21年1月8日、登録基準2の、「造形の規範となっているもの」として登録されているが、これは、県内の登録有形文化財（建造物）の中で最も新しいものであり、建設後50年を経たと同時に登録されたものとして興味深い。

このように、山口県下の他都市の例を見るだけでも、周南市内にも登録有形文化財（建造物）として登録可能な建造物はかなりの数に上るとと思われるが、現時点での7件の内訳は、四熊家住宅（主屋：江戸時代後期、診

療棟：明治後期，いずれも登録基準「1」），旧日下医院（本館：昭和3年，別館：昭和前期，正門及び塀：昭和前期（昭和中期改修），いずれも登録基準「1」），周南市長公舎（洋館，和館：いずれも，大正15年，登録基準「2」）となっている。

なお，周南市内の建造物の指定文化財としては，県指定文化財の山田家本屋（建設年代：江戸中期，周南市湯野4202番地2），及び，徳修館（建設年代：1846年周南市大字安田569-1）の2件がある。国指定重要文化財及び市指定文化財は共に該当するものが無い⁹⁾。

3. 旧徳山地区の歴史的建造物について

上記のような背景の下，周南市内の歴史的建造物についてさらなる詳細なデータを求めるべく，2008年度は，図1に示す旧徳山地区について調査を行った。



図1 歴史的建造物調査範囲⁷⁾

3-1. 調査方法

調査期間及び方法は以下の通りである。

1. 調査期間：
 - 平成20年8月18日から平成21年1月19日
2. 調査方法
 - ① 調査地区内の建造物を一軒一軒見て回る
 - ② 建築物の位置を地図上にプロット
 - ③ 写真撮影
 - ④ 建築物の屋根の葺き替えや壁の改修などの特徴を記述
 - ⑤ Microsoft Accessにて各建物情報のデータベース作成
 - ⑥ ArcGISを用いて建築物の位置を地図上にプロット

以上のように，調査期間内に，地図を片手に調査地区内を徒歩で歩きながら，建設後50年以上を経ていると思われる建造物の位置を地図に記載し，それらの写真を撮影し，建築物の屋根の葺き替えや壁の改修などの特徴を記述し，それらを研究室に持ち帰った後，Microsoft Accessにてデータベース化した。

データベース化した事項は，名称，所在地，形態，構造，建設年，壁の造り，板張りの種類，仕上げの詳細，備考等である。

ここで用いた，ArcGISとは，ESRI社のGIS（Geographic Information System）ソフトウェアで，地理情報の管理のために用いた。また，プロットに用いた地図は，国土地理院：数値地図1/2500である。

3-2. 建造物の分布

今回の調査で，建設後50年以上を経ていると思われる建造物の数は，調査地区内で328件に上ったが，ここではそれらの位置を地図上にプロットしたものを分析する。表3は建築物の階数と仕上げ別に分類したもので，図2は地図上にそれらをプロットした図である。

表3 建築物階数と仕上げ種別

▲	平屋建て+真壁造り
★	平屋建て+真壁造り・板張り
●	平屋建て+板張り・モルタル仕上げ
▲	二階建て+真壁造り
★	二階建て+真壁造り・板張り
●	二階建て+板張り・モルタル仕上げ

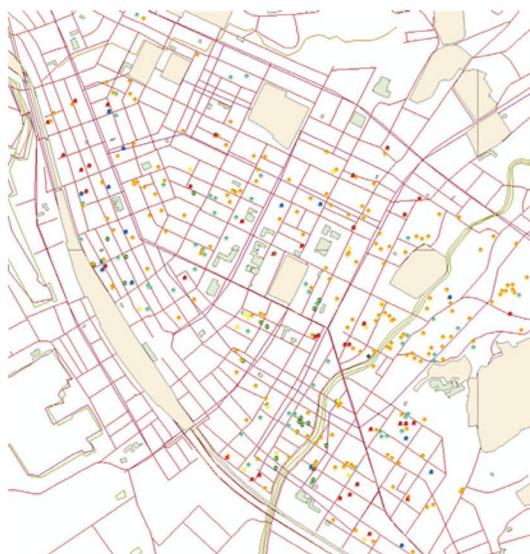


図2 建築物階数と仕上げ種別分布図

調査地域は全域が周南市の都市計画区域内であるが、これらの建物のかなりの数のものは道路に接していない敷地に建てられており、建築基準法上の接道義務、すなわち、昭和25年5月24日に制定された建築基準法第43条には建築物の敷地は道路（次に挙げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。）に2m以上接しなければならない⁸⁾とあり、これに抵触するが故に建て替えを免れてきたものが少なくないことが想定される。つまり、これらの、道路に接していない建造物は、昭和25年以前に建築された可能性が極めて高いと言える。

また、耕地整理記念碑等から建設年代を推測できる地域もある。「徳山地方の石碑」の55項、耕地整理記念碑には、「徳山市の東部、大成寺山より南部慶万一带の田地は地面に亀裂が生じやすかったり、不作を常としていたため、耕地整理を行うために関係地主の同意で、大正15年4月22日に起工し、昭和4年1月15日に竣工した」とある⁹⁾。この工事により、現在の基盤の目のような道路の区切りができたと考えられることから、この地区に残存している建築物は、古いものは昭和4年頃から建っているものと考えられる。図3は1945年の建築物の位置をプロットしたもので、上御弓町、舞車町、泉原町周辺を見たものである。記号と重なる建築物が多いことからこれらは1945年以前に建てられ、現在まで残っていることが確認出来る。

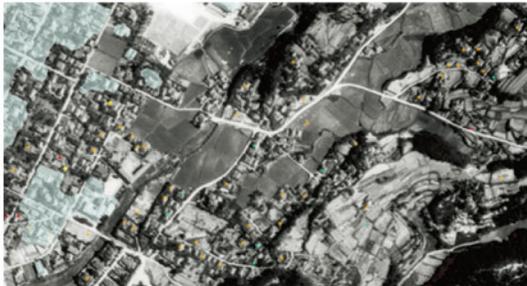


図3 1945年の航空写真と生存建築物の位置¹⁰⁾
(上御弓町、舞車町、泉原町周辺)

3-3. 形態による分類

調査地区内でピックアップされた建築物について、以下に挙げる、階数、構造、壁の仕上げ、壁の板張りの種類を考慮して分類を行った。

a) 階数

- ・平屋建て
- ・二階建て

b) 壁構造

- ・真壁
- ・大壁

c) 壁仕上げ

- ・漆喰
- ・土壁
- ・真壁+板張り
- ・板張り
- ・漆喰+板張り
- ・モルタル
- ・モルタル+板張り

d) 板張りの種類

- ・縦張り(写真1)
- ・下見張り(写真2)
- ・下見張り+押縁(写真3)



写真1 縦張りの例(恵木本家住宅)



写真2 下見張りの例(久村家住宅)



写真3 押縁下見の例(松本家住宅)



写真 4 下屋を持つ屋根の例（藤井家住宅）

この結果、328 件の建物は、28 パターンに分類できることが分かった（表 4）。

この中で、最も件数が多かったのは、「平屋建て+真壁

+漆喰+板張り（縦張り）」という形態で、全体の約 1/4 に当たる 83 件がこの形態である。

また屋根の形態としては藤井家住宅（写真 4）で示すように下屋を持つものが多いことも判明した。つまり、様式としては、近代和風建築が多いと言える。

3-4. 地区と形態の関係

図 2 からそれぞれの地区によって形態に特色があるかどうかを見てみると、慶万町、泉原町、舞車町周辺には平屋建て、二階建てともに「真壁+板張り」の住宅が多くあることが分かる。

弥生町と梅園町周辺も慶万町等の周辺と同様に平屋建て、二階建てともに「真壁+板張り」形態の住宅が多いことが分かる。柳町、橋本町周辺には二階建ての板張り、モルタル仕上げの形態の住宅が集中して分布している。相生町、初音町、東山町周辺には平屋建てで真壁

表 4 建築物階数と仕上げ種別

種別番号	建物形態	壁の造り	壁仕上げ	板張り種類	建築件数
1	平屋建て	真壁	漆喰	-	26
2	平屋建て	真壁	土壁	-	1
3	平屋建て	真壁	不明	-	10
4	平屋建て	真壁	漆喰+板張り	縦張り	83
5	平屋建て	真壁	漆喰+板張り	水平張り	55
6	平屋建て	真壁	漆喰+板張り	水平張り+押縁	3
7	平屋建て	真壁	漆喰+板張り	不明	24
8	平屋建て	真壁	土壁+板張り	縦張り	4
9	平屋建て	真壁	土壁+板張り	水平張り	6
10	平屋建て	真壁	土壁+板張り	不明	3
11	平屋建て	真壁	不明+板張り	不明	2
12	平屋建て	大壁	板張り	縦張り	1
13	平屋建て	大壁	板張り	水平張り	1
14	平屋建て	大壁	モルタル	-	12
15	平屋建て	大壁	モルタル+板張り	水平張り+押縁	1
16	二階建て	真壁	漆喰	-	9
17	二階建て	真壁	不明	-	6
18	二階建て	真壁	漆喰+板張り	縦張り	26
19	二階建て	真壁	漆喰+板張り	水平張り	13
20	二階建て	真壁	漆喰+板張り	水平張り+押縁	3
21	二階建て	真壁	漆喰+板張り	不明	11
22	二階建て	真壁	土壁+板張り	縦張り	2
23	二階建て	真壁	土壁+板張り	水平張り	3
24	二階建て	真壁	不明+板張り	不明	1
25	二階建て	大壁	板張り	水平張り	1
26	二階建て	大壁	漆喰+下見張り	水平張り+押縁	4
27	二階建て	大壁	モルタル	-	16
28	二階建て	大壁	モルタル+板張り	水平張り	1
合計					328

造りが多くある。また東川沿いに平屋建ての真壁造りで板張りの形態が分布しており、同一地区内では似たような形態の建物が建ち並んでいる傾向にあると言える。

3-5. 空襲での焼失範囲と建物分布の関係

図 4 は空襲による焼失範囲を網目上に示したものの¹¹⁾と、調査によって明らかになった建築物の位置について示したものであるが、この結果、焼失範囲と重なる建築物は 123 件、焼失範囲と重ならない建築物は 205 件であった。

まず、焼失範囲と重なっていない建築物は空襲以前に建てられたと考えられる。これらは、弥生町、若宮町、糺町、橋本町、東川より東方向にある河東町、浦石、一番丁

に多く分布している。焼失範囲にある建築物は戦後すぐに建てられた可能性が高い。

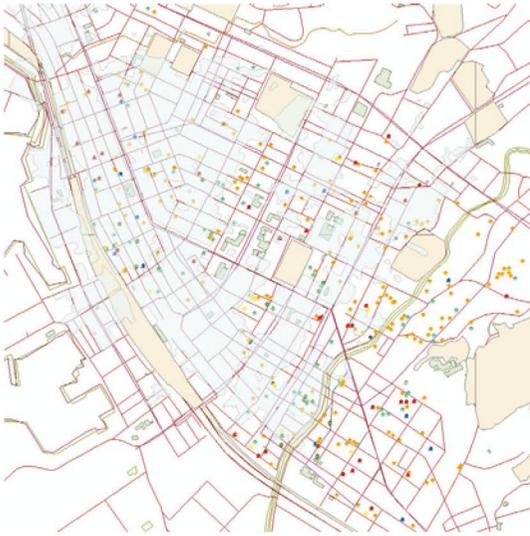


図4 空襲での焼失範囲と建物分布の関係

平屋建てと二階建ての分布に着目すると、全体的に平屋建てが多く分布している。更に焼失範囲に着目すると、平屋建てもあるが、焼失範囲と重なっていない地区に比べて二階建ての割合が多い。このことから戦前の建築物の形状の主流は平屋建てであったが、戦後、焼け跡に新たに建築物が建てられる際には二階建てが選択される場合が増えたことが考えられる。

3-6. 様式について

調査でリストアップされた建築物の殆どは近代和風建築であったが、中には、洋風の日本キリスト教団徳山教会（ネオ・ゴシック様式）、和洋折衷の梅園町の河村家住宅（焼失範囲に含まれる）や、周南市長公舎（和館+洋館）、モダニズムの影響を受けていると思われる花鳥町の中村家住宅などが存在している。市長公舎以外の詳しい建設年代は明らかになっていないが、これらの建築物は伝統的様式の建物が多い中において戦前から異彩を放っていたものと思われる。

3-7. 外構との関係

敷地の塀は赤煉瓦塀、鈹津煉瓦塀、ブロック塀モルタル仕上げ、コンクリート塀、板塀、生垣、漆喰塗の種類があり、最も多いのはブロック塀であることが建物リスト作成の過程で分かった。黒髪島の採石場が近いことから、門柱に御影石を使用している住宅が多数あった。屋根付きの棟門が付属している例もあるなど、外構と一体的に残存している例がかなりあった（写真5）。



写真5 羽仁家棟門（三番町）

4. 旧徳山地区の煉瓦塀について

歴史的建造物同様、旧徳山地区にはもう一種の目を引く歴史的遺産、すなわち、煉瓦塀が数多く残存している。これらについても、旧徳山地区における分布状況を明らかにするため、図5で示す範囲について2008年に調査を行った。



図5 煉瓦塀調査範囲¹²⁾

4-1. 調査方法

調査期間及び方法は以下の通りである。

1. 調査期間：
 - 平成20年8月18日から平成21年1月19日
2. 調査方法
 - ① 調査地区内の煉瓦塀を一箇所ずつ見て回る
 - ② 塀の位置を地図上にプロット
 - ③ 写真撮影
 - ④ 煉瓦の積み方の分類、JW-CADでの図面作製
 - ⑤ Microsoft Accessでのデータベース化
 - ⑥ ArcGIS上に位置をプロット

4-2. 煉瓦塀の分布状況

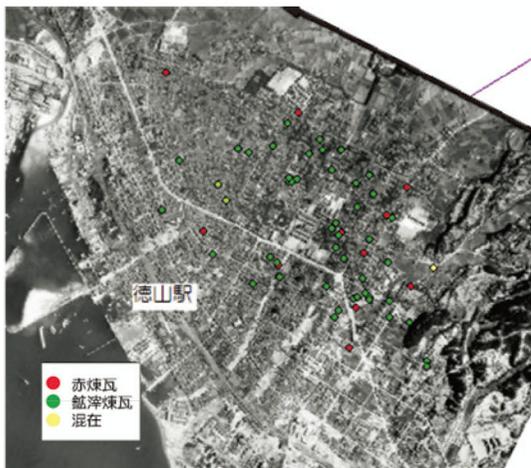


図 6 米軍航空写真と重ね合わせた煉瓦塀分布図¹³⁾

調査の結果、今回の調査範囲内には図6に示すように、60箇所の煉瓦塀が確認できた。

4-3. 煉瓦種類

調査範囲内では二種類の煉瓦を確認することが出来る。すなわち、赤煉瓦と鋳滓煉瓦である。

煉瓦は、『日本煉瓦史の研究』によると、江戸時代の末から明治維新直後の時点で日本に導入された近代的・西欧的な建築技術を代表する材料である。耐火性に優れているが、構造材として用いる場合は地震に弱いという難点がある。海外においての煉瓦の歴史は古く、紀元前8000年頃からとも、あるいはそれ以前からとも言われている。古代エジプトやメソポタミアで、天日に干して固めただけの日干し煉瓦が誕生し、それだけに限らず、東洋のインドや中国においても、同時多発的に生まれたと考えられている¹⁴⁾。



写真 6 赤煉瓦塀の例

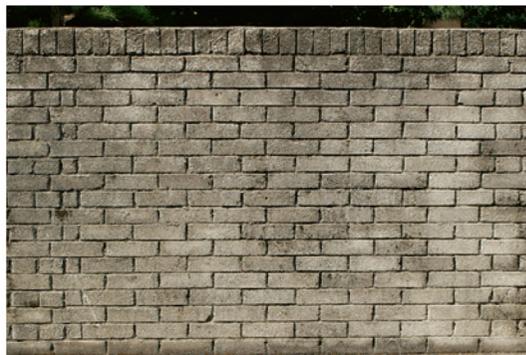


写真 7 鋳滓煉瓦塀の例

赤煉瓦(写真6)は一般的な建築用煉瓦であり、原土には普通の粘土と土を混ぜ合わせたものを使う。原料の土の種類が多いことと用途の範囲が広いため建築用煉瓦の色合いは様々である¹⁵⁾。一般的な煉瓦は、日干し煉瓦、焼成煉瓦のいずれであろうと「さく土」や「山砂」を用いるが、鋳滓煉瓦(写真7)は金属精錬後の鋳滓を主原料とする。鋳滓とは、鉄鉱石や銅鉱石から鉄や銅などの金属を取り出す時に生ずる滓である。別名スラグとも呼ばれる。スラグの成分は、岩石を構成する主要な金属以外の物質である。福岡県北九州市の旧新日本製鐵株式会社八幡製鐵所で前途の鋳滓煉瓦の製造を開始したのは、明治40年のことである(図7参照)。ここで製造された煉瓦は、西日本の地で積組単材として使用され、この中には山口県も含まれている。よって、今回調査した旧徳山市の鋳滓煉瓦も、八幡製鐵所製の煉瓦である可能性が高い。また、八幡製鐵所における鋳滓煉瓦の製造は、販売成果が思わしくなくなったために、昭和60年4月をもって中止されており、現在、国内で稼働している鋳滓煉瓦製造機械はない¹⁶⁾。

図6を見ても明らかであるが、今回、旧徳山地区区内で確認された煉瓦塀60箇所の内、約3/4にあたる46箇所が鋳滓煉瓦造であり、圧倒的に鋳滓煉瓦塀が多いと判明した。

西暦	1908 (明治40)	1945 (昭和20)	1950 (昭和25)	1985 (昭和60)
	八幡製鐵所にて鋳滓煉瓦の製造が開始される。	旧徳山市の市街地が煉瓦窯の稼働を奨励する。	建築基準法が制定される。	八幡製鐵所における鋳滓煉瓦の製造中止。
	← 12m以上の煉瓦塀		← 12m以下、控え塀	

図 7 鋳滓煉瓦及び建築基準法年表

4-4. 築造時期について

昭和 25 年に制定された、建築基準法第 3 章第 4 節第 61 条（組積造のへい）には、「高さは、1.2m 以下とすること」「長さ 4m 以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した擁壁（木造除く。）をもうけること。」とある¹⁷⁾。

控えとは塀の壁面にある壁よりも突出している部分のことである（写真 8）。前途の通り、建築基準法が制定された昭和 25 年以降は、必ず控えを設けなくてはならなくなったので、煉瓦塀が築造された時期を知るための重要な要素となる。調査した 60 ヶ所のうち、控えがあったのは 24 ヶ所であった。つまり、半数以上の煉瓦塀には控えがないということである。さらにそのうち、1.2m 以上の煉瓦塀は昭和 25 年以降は築造できなくなったので、昭和 25 年以前のものと言える。今回調査した煉瓦塀はほとんどが 1.2m 以上であったことから、控えがあるものでも、戦前もしくは戦後すぐに築造されたものだといえる。また、鉾津煉瓦塀においては、八幡製鉄所で鉾津煉瓦の製造が開始された、明治 40 年から戦前、戦後すぐにつくられたものである可能性が高いと考えられる。



写真 8 控えのある鉾津煉瓦塀の例

次に、1945 年の空襲を受ける前の航空写真上に、内田隆人氏によって明らかになった、空襲によって焼失した範囲と煉瓦塀の分布を表示する¹⁸⁾（図 8）。白い部分が空襲による焼失区域である。白い焼失区域の中にも約 20 ヶ所煉瓦塀が残っている。つまり、空襲により建物は焼けたが、煉瓦塀は残り、現代まで使われてきたということが知れる。また、空襲の後に人為的に壊された煉瓦塀が多いと考えられるので、空襲で残った煉瓦塀は、もっと多かったはずである。この調査で徳山を回っているうちに壊されたものもあった。戦前から残る煉瓦塀は、日々その姿を消している。

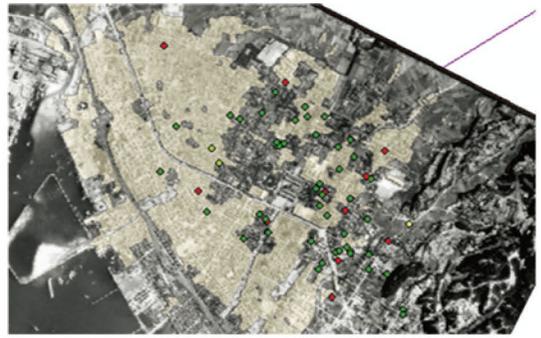


図 8 空襲による焼失区域と煉瓦塀の分布¹⁹⁾

4-5. 煉瓦の積み方について

煉瓦塀の広範囲を占める中央部は、平積みにして表面に長手面を出す長手積みが用いられたものがほとんどである。一方、笠石に着目すると、22 種類もの積み方が確認できた。笠石とは、塀の上部にあたる部分のことであり、笠石の積み方によって、その煉瓦塀の持つ雰囲気が大きく変化する。以下に、22 種類の積み方を示す。最も多く見られた例は、小口を斜めに積んだ上に長手積みをし、さらにその上の中央に長手積みをした積み方 H で、1/5 にあたる 12 例であった。積み方 B, H, T は、小口を斜めに用いる点が共通しているが、この積み方の笠石は、晴天時には美しい陰影を生み出し、イオニア式オーダーを思わせ、街並みに潤いを与えている（図 10）。

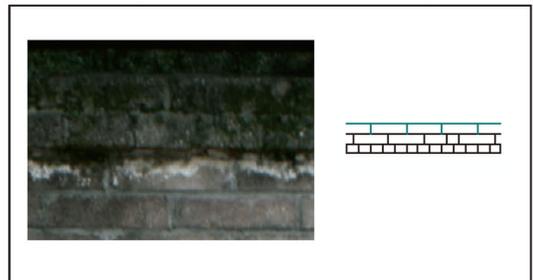


図 9 積み方 A : 中央長手+長手+小口 (1 例)

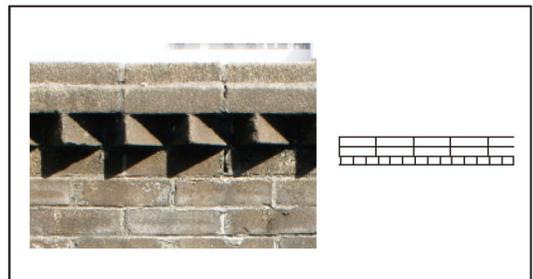


図 10 積み方 B : 中央長手+長手+斜め (1 例)

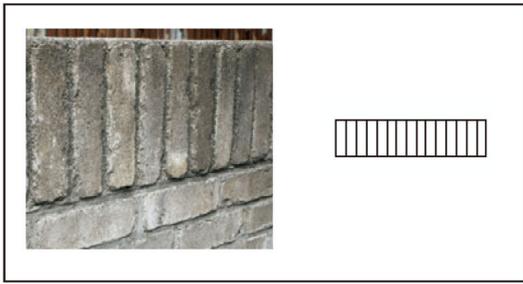


図 11 積み方 C : 縦並び (3 例)

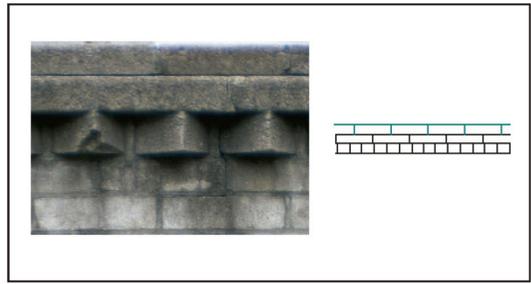


図 16 積み方 H : 中央長手+長手+斜め (12 例)

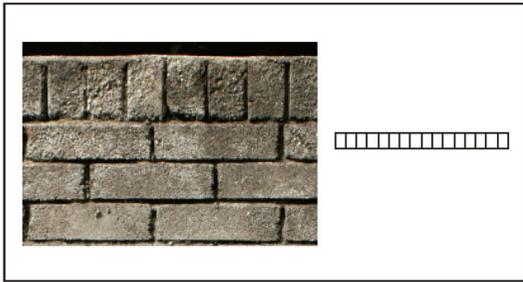


図 12 積み方 D : 小口並び (4 例)

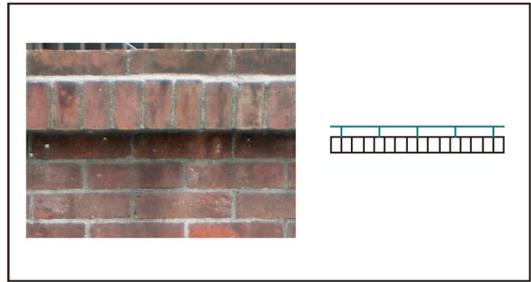


図 17 積み方 I : 中央長手+小口縦並び (4 例)

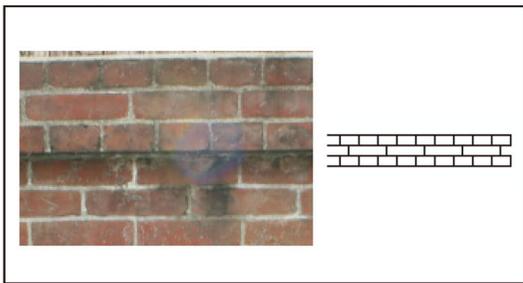


図 13 積み方 E : 小口+長手+小口 (2 例)

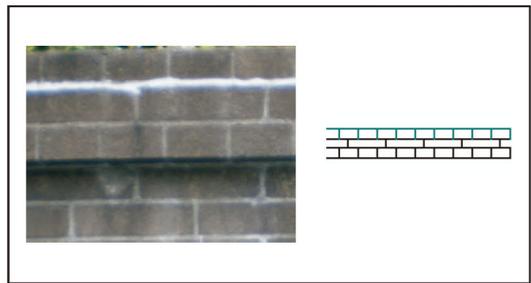


図 18 積み方 J : 中央小口+長手+小口 (1 例)

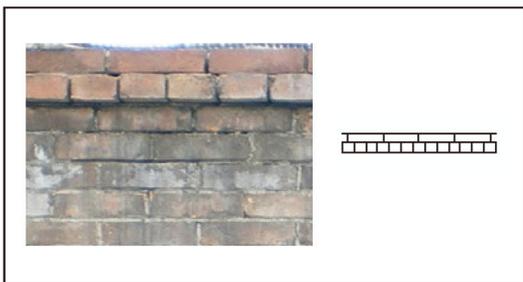


図 14 積み方 F : 長手+小口 (6 例)

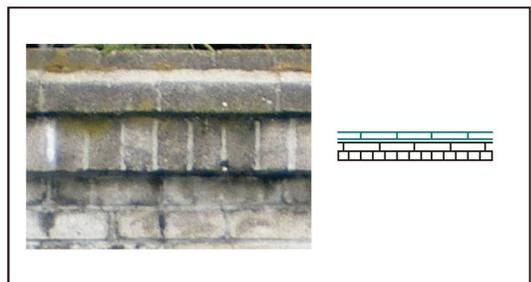


図 19 積み方 K : 中央長手+長手+小口縦 (1 例)

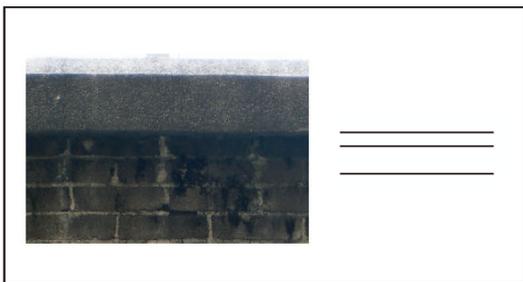


図 15 積み方 G : モルタル仕上げ (1 例)

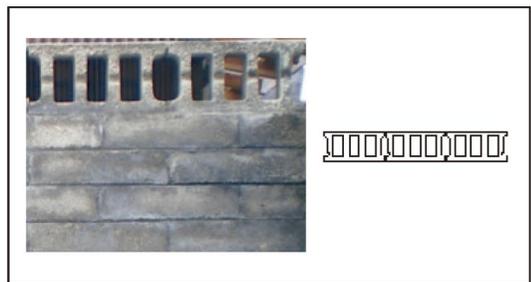


図 20 積み方 L : ブロック (1 例)

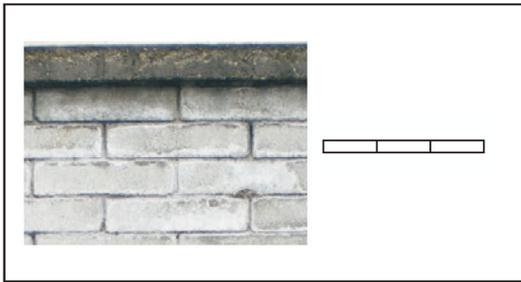


図 21 積み方M:長手 (1例)

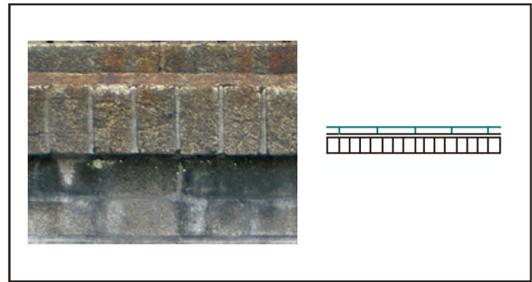


図 26 積み方R:長手 (モルタル傾斜) +小口並び (2例)

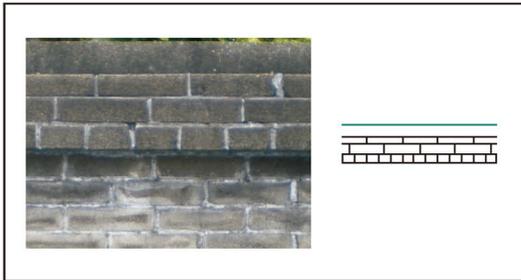


図 22 積み方N:モルタル+長手+長手+小口 (1例)

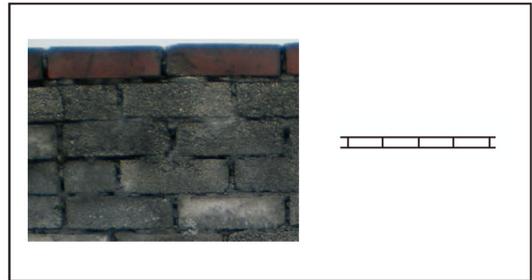


図 27 積み方S:長手 (赤煉瓦) (1例)

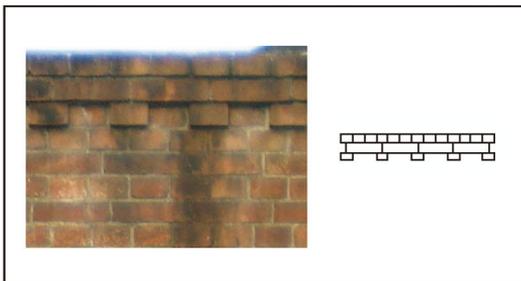


図 23 積み方O:小口+長手+小口 (間隔あり)

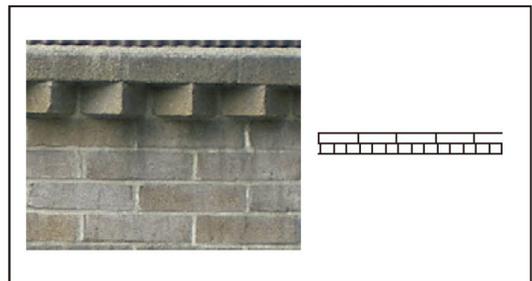


図 28 積み方T:長手+斜め (2例)

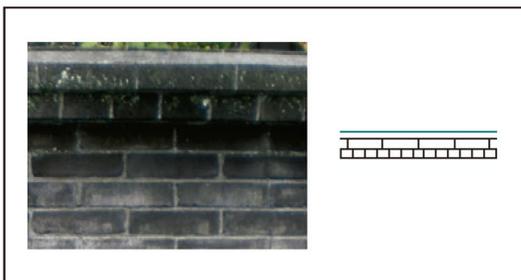


図 24 積み方P:モルタル傾斜+長手+小口 (1例)

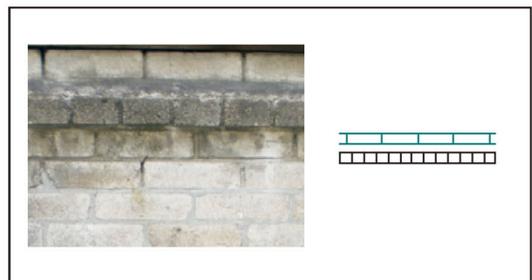
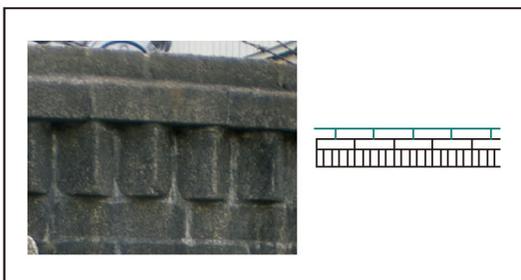
図 29 積み方U:中央長手 (モルタル傾斜)
+小口 (3例)

図 25 積み方Q:中央長手+長手+斜め (縦) (1例)

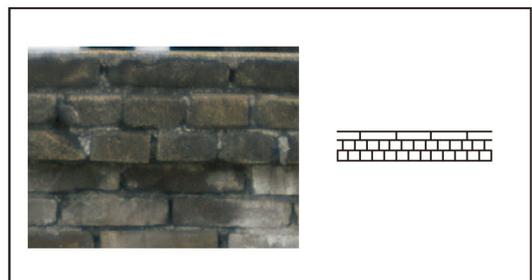


図 30 積み方V:長手+小口+小口 (1例)

4-6. 基壇について

基壇とは、塀の下部にあたる部分のことであるが、旧徳山地区内の煉瓦塀の基壇には、笠石同様に多くのパターンが見られた。



写真 9 基壇に御影石が使用されている例

徳山は、日本における御影石の代表的な産地の1つであり、その産出石は「徳山みかげ」と呼ばれているが、今回の調査で見つかった60ヶ所の内、11ヶ所が基壇にこの御影石を使用していた(写真9)。

その他、モルタルで厚みを出し高さを出したもの、煉瓦を小口積みにし、奥行きを出し強度を上げたものなども見られた。基壇は煉瓦塀を強く保つための大事な部分なので、壁の部分よりも安定感をもたせたものと思われる。しかし、15ヶ所には基壇がなかった。

5. 結論

2008年度の歴史的建造物の分布調査及び、米軍航空写真との比較により、米軍の空襲を免れたエリアには、戦前からの建造物の多くが現在も残存しており、その数は、200件を超えていることが明らかとなった。また、調査地域内における登録有形文化財の基準を満たす、築50年を経過していると考えられる建築物の数は328件に上ることが明らかになった。さらに、生存する建築物の多くが近代和風建築であることも明らかになった。そして、戦前と戦後では建築される建物の階数に変化が現れ、戦前は平屋建てで中心であったものが、戦後には二階建てが主流になった様子を読み取ることが出来た。ただし、今回の調査では、建物の建設年代を詳細に調べるには至っていないため、今後、聞き取り調査などでデータを充実させていく必要がある。

この他、形態と関連法令との照合から、旧徳山地区中心部における60箇所の煉瓦塀の殆どは終戦以前に建設された可能性が高いことが明らかになった。この内、約3/4にあたる46箇所は鉾津煉瓦塀である。また、笠石の

積み方には22種類ものバリエーションが見られ、統一的な手法は見られない。同一の材料を用いながらも、個性を発揮せんとした施主や職人の様子を伺い知れる。また、残存している煉瓦塀は、近代和風建築と一体的に残存している場合が多いことも指摘できる。

既に旧日下医院の煉瓦塀が登録有形文化財として登録されている例もあることから、今後、旧徳山地区に於いても、建築と外構が共に登録されていくことが望まれ、また、煉瓦塀は群として残っていることから、これらを活用したまちづくり事業なども検討に値すると思われる。

また、本稿に於いて、米軍偵察機による航空写真と現在の情報を重ね合わせることで様々な事象を明らかに出来ることが知られた。今後、この手法を応用し、他地域の様子も明らかにしていきたい。

謝辞

本研究における調査中には、様々な方からお声をかけていただき、多くの情報をご提供頂いた。また、工藤洋三先生からは貴重な米軍の航空写真データをお分けいただき、徳山工業高等専門学校土木建築工学科材料研究室の内田隆人氏には研究結果をご提供いただき、樋吉啓太氏にはマッチングの際に技術指導を頂いた。ここに記して謝意を表する。

また、本研究には、財団法人新技術振興渡辺記念会平成20年度科学技術調査研究助成(上期 交付番号: H20-186)、及び、平成20年度徳山工業高等専門学校特別研究促進費の交付を得た。ここに記して謝意を表する。

註及び参考文献

- 1) 周南市は、文化財件数的には県内の他の自治体の後塵を拝しているのが現状であるが、それでも、全く文化財的な建造物が無い訳ではなく、また、これまでも、全く未調査である訳ではない。以下の文献中に言及があるものをリスト化するだけでも、100件を越す物件が上げられる。その内訳は、住宅建築から産業遺産まで様々である。

- A: 山口県ふるさとづくり県民会議:「ふるさとの民家」, 1985
- B: 山口県土木建築部住宅課:「山口のすまい」, 1996
- C: 社団法人山口県建築士会:「やまぐちの住宅」, 2000
- D: 教育庁文化財保護課:「山口県の近代化遺産」, 1998

- E: 松葉一清:「やまぐち建築ノート」, 1979.6.20
 F: 山口県教育委員会:「山口県の民家; 昭和47年度民家緊急調査報告」, 1974.3.30
 G: 新南陽市民民俗資料展示室:「企画展 旧山陽道」, 2000.12
- 2) 文化庁:
http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/touroku_yukei.html, 2009.9.26 確認
 - 3) 文化庁監修:文化財保護提要, 第一法規, p.345
 - 4) 文化庁 HP, <http://www.bunka.go.jp/bsys/categorylist.asp>, 2009.9.26 確認
 - 5) 山口県教育委員会:
<http://bunkazai.ysn21.jp/sonota/touroku.htm>, 2009.9.26 確認
 - 6) 周南市教育委員会文化スポーツ課:
http://www.city.shunan.lg.jp/section/ed-sports/ed-shogai-bunka/bunkazai/bunka_index.jsp, 2009.9.27 確認
 - 7) 周南市都市計画課:2006
 - 8) 財団法人建築行政情報センター:
<http://d-nintei.jp/HoureiDB2/jyo.asp?KIND=1&DATE=19501123&CODE=04300000001000000000>, 2009.9.27 確認
 - 9) 小川 宣:徳山地方の石碑, pp.59-60, 2000年.
 - 10) アメリカ陸軍航空部:米国立文書館蔵, 1925.7.5 (工藤洋三氏提供)
 - 11) 内田隆人:地方都市における建物疎開の一事例, 日本建築学会 中国支部 研究報告集第32巻, 2008年.
 - 12) 周南市都市計画課:2006年
 - 13) アメリカ陸軍航空部:米国立文書館蔵, 1925.7.5 (工藤洋三氏提供)
 - 14) 水野信太郎:日本煉瓦史の研究, 法政大学出版局, 1999年, p.8
 - 15) 水野信太郎:前掲書, p.8
 - 16) 水野信太郎:前掲書, pp.65-66
 - 17) 建築法規編集会議:建築関係法令集[2006年度版], (株)総合資格, 2008年, p.133
 - 18) 内田隆人:前掲書
 - 19) アメリカ陸軍航空部:米国立文書館蔵, 1925.7.5 (工藤洋三氏提供)

(2009.9.28 受理)